別表第一山梨県の項を次のように改める。

山梨県	きぬの波（※）	日本めんの製造用
	シラネコムギ	日本めんの製造用
	農林六一号	日本めんの製造用

別表第一長野県の項を次のように改める。

長野県	しゅんよう	日本めんの製造用
	シラネコムギ	日本めんの製造用
	ユメセイキ（※）	日本めんの製造用
	ハナマンテン	パン又は中華めんの製造用
	ユメアサヒ	パン又は中華めんの製造用
	ゆめかおり	パン又は中華めんの製造用

別表第一兵庫県の項を次のように改める。

兵庫県	シロガネコムギ	日本めんの製造用
	ふくほのか（※）	日本めんの製造用
	ミナミノカオリ	パン又は中華めんの製造用
	ゆめちから	醸造用

別表第一奈良県の項を次のように改める。

奈良県	きぬいろは（※）	日本めんの製造用
	キヌヒメ	日本めんの製造用
	ふくはるか（※）	日本めんの製造用

別表第一香川県の項を次のように改める。

香川県	香育二一号（※）	日本めんの製造用
	さぬきの夢二〇〇〇（※）	日本めんの製造用

別表第二栃木県の項を次のように改める。

栃木県	サチホゴールデン	麦茶の製造用以外のもの
	スカイゴールデン	麦茶の製造用以外のもの
	とちのいぶき	麦茶の製造用以外のもの
	ミカモゴールデン	麦茶の製造用以外のもの

別表第二鳥取県の項を次のように改める。

鳥取県	アサカゴールド	麦茶の製造用
	しゅんれい	麦茶の製造用

別表第二佐賀県の項を次のように改める。

佐賀県	あまぎ二条	麦茶の製造用以外のもの
	煌二条	麦茶の製造用以外のもの
	サチホゴールデン	麦茶の製造用以外のもの
	白妙二条	麦茶の製造用以外のもの
	ニシノゴールド	麦茶の製造用以外のもの
	ニシノチカラ	麦茶の製造用以外のもの
	ニシノホシ	麦茶の製造用以外のもの
	ほうしゅん	麦茶の製造用以外のもの
	ミハルゴールド	麦茶の製造用以外のもの

別表第二熊本県の項を次のように改める。

熊本県	ニシノホシ	麦茶の製造用以外のもの
	はるしずく	麦茶の製造用以外のもの

別表第二大分県の項を次のように改める。

大分県	アサカゴールド	麦茶の製造用以外のもの
	サチホゴールデン	麦茶の製造用以外のもの
	ニシノホシ	麦茶の製造用以外のもの

別表第四兵庫県の項の次に次のように加える。

島根県	イチバンボシ	麦茶の製造用以外のもの

別表第四山口県の項を次のように改める。

山口県	イチバンボシ	麦茶の製造用以外のもの
	トヨノカゼ	麦茶の製造用以外のもの

附　則

この告示は、平成二十二年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下単に「交付金」という。）から適用するものとし、平成二十一年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。